

九州吹奏楽コンクール実施規定

第1章 総 則

第1条 九州吹奏楽コンクールは、九州吹奏楽連盟・九州小学校吹奏楽連盟・九州中学校吹奏楽連盟・九州高等学校吹奏楽連盟・九州大学吹奏楽連盟・九州一般吹奏楽連盟、および朝日新聞社の主催で実施する。

第2条 九州吹奏楽コンクールは、全日本吹奏楽連盟主催、全日本吹奏楽コンクールおよび全日本小学校バンドフェスティバル予選を兼ねる。

第3条 九州吹奏楽コンクールは、九州吹奏楽連盟所属各県吹奏楽コンクールにおいて代表として推薦された団体が参加する。

第4条 第3条における九州吹奏楽連盟所属支部は次の通りとする。

北九州支部	筑豊支部	福岡支部	佐賀支部	長崎支部
熊本支部	鹿児島支部	宮崎支部	大分支部	沖縄支部

第5条 第3条における各部門推薦団体数は、別に定める推薦に関する細則に従い、前年度までの理事会で決定する。

第6条 九州吹奏楽コンクールの実施期日・会場および主管支部は、前年度までの理事会で決定する。

第2章 実施部門および参加人員

第7条 実施部門は次の通りとする。

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| ① 小学校の部 | ② 中学校の部 | ③ 高等学校の部 |
| ④ 大学の部 | ⑤ 職場・一般の部 | |

第8条 各実施部門の参加人員は次の通りとする。

実施部門	登録人員	演奏人員
小学校	演奏人員 + 5名以内	自由
中学校	演奏人員 + 5名以内	50名以内
高等学校	演奏人員 + 5名以内	55名以内
大学	演奏人員 + 5名以内	55名以内
職場・一般	演奏人員 + 5名以内	65名以内

ただし、県・支部コンクールの申し込み人数を越えることはできない。

指揮者はこの人数に含まれない。

第3章 参 加 資 格

第9条 各実施部門の参加資格者は、九州吹奏楽連盟所属支部において5月末までに加盟手続きを完了した団体に属し、次の通りとする。

① 小学校の部

構成メンバーは同一の小学校に在籍している児童とする。ただし、以下の各号を満たすことを条件に合同バンドおよび地域バンドでの参加を認める。

(1) 合同バンド

- 1 合同は原則2校とすること。ただしその2校はそれぞれの団体、またはいずれかの団体が単独で参加できない学校どうしの合同でなければならない。
- 2 それぞれの学校が当該支部連盟に加盟をしていること。

- 3 大会に出場する場合は、所属する児童が全員出場すること。
- 4 合同での出場をしなければならない理由があると支部長が認めること。
なお、当該支部で内情を確認し、合同バンドでの参加資格を満たすかどうか支部長が判断する。合同バンドは全国大会に推薦することができる。

(2) 地域バンド

- 1 地域バンドが当該支部連盟に加盟していること。
- 2 メンバーの構成が小学生のみであること。
なお、当該支部で内情を確認し、地域バンドでの参加資格を満たすかどうか支部長が判断する。地域バンドは九州大会までとする。(全国大会に推薦することができない)

② 中学校の部

構成メンバーは同一の中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)

③ 高等学校の部

構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

④ 大学の部

構成メンバーは同一の大学、および高等専門学校に在籍している学生とする。

⑤ 職場・一般の部

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第10条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

第10条 同一奏者は全部門・全パートを通じ、各県・支部吹奏楽コンクールより同一団体で出場すること。

第10条の2 小学校、中学校、高等学校、大学に所属する部員は、九州吹奏楽コンクール及び同予選に所属団体以外の団員として出場できないものとする。途中退部等の場合も当該年度内において同様の扱いとする。但し、所属団体が九州吹奏楽コンクール及び同予選に出場しなければ、一般団体での出場を認める。

第11条 指揮者の資格については制限しない。

第12条 参加団体の資格に疑義があるときはその団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

第4章 課題曲・自由曲および演奏時間

第13条 参加団体（小学校の部を除く）は各県・支部吹奏楽コンクールで用いた課題曲および自由曲を演奏する。

第14条 課題曲は全日本吹奏楽連盟が指定したものとする。ただし、小学校の部については課題曲をもうけない。

第15条 課題曲はスコアに指定された編成とし、スコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。

第16条 自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスター・ハープの使用は認める。

第16条の2 自由曲で、歌声については、スキヤット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

第16条の3 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

第17条 課題曲・自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは

認める。

第18条 課題曲・自由曲とも同一の指揮者で演奏しなければならない。

第19条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾をうけなければならない。この許諾を受けない自由曲の演奏は認めない。

第20条 演奏時間は課題曲・自由曲を含めて12分以内とする。演奏時間とは課題曲の開始から自由曲の終了までをいう。

第21条 小学校の部については、自由な選曲による1ないし2曲の演奏とし、演奏時間は7分以内とする。

第5章 出演順・審査および表彰

第22条 出演順は前年度の理事会において決定する。

第23条 審査員は、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。

第24条 審査員の数は原則として7名とする。

第25条 審査方法は理事会の定める九州吹奏楽コンクール審査内規によるものとする。

第26条 第8条に規定している演奏人員を超過した場合、あるいは第20条および21条に規定している演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第26条の2 表彰は部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。

第27条 全日本吹奏楽コンクール、および全日本小学校バンドフェスティバルへの各部門推薦団体数は、全日本吹奏楽コンクール実施規定により決定する。

第6章 補 則

第28条 本規定は昭和62年 4月 1日より実施する。

第29条　〃 昭和63年 4月 1日　〃

第30条　〃 平成元年 4月 1日　〃

第31条　〃 平成7年 5月 7日　〃

第32条　〃 平成11年 5月 8日　〃

第33条　〃 平成12年 4月30日　〃

第34条　〃 平成14年 4月28日　〃

第35条　〃 平成15年 2月23日　〃

第36条　〃 平成17年 4月30日　〃

第37条　〃 平成20年 2月23日　〃

第38条　〃 平成21年 9月26日　〃

第39条　〃 平成25年 6月15日　〃

第40条　〃 平成26年 6月14日　〃

《九州吹奏楽コンクールへの推薦に関する細則》

九州吹奏楽コンクール実施規定第5条により、九州吹奏楽コンクールへの推薦に関する細則を次のとおり定める。

第1条 九州吹奏楽コンクールへの推薦団体数を次のとおりとする。

1 各部門の出場総数の基礎数を以下のとおりとする。

ア 小学校	22	イ 中学校	26	ウ 高等学校	26	エ 大学	10
オ 職場・一般	20						

2 各県からの推薦数は、前年度の各県吹奏楽コンクールのAパート参加団体数の比例配分で決定する。

$$\text{配分数} = (\text{その県のAパートの参加団体数} \times \text{出場総数の基礎数}) \\ \div \text{九州各県吹奏楽コンクールAパートの参加団体総数}$$

3 第2項により算出された配分数の小数以下を切り捨て、その整数部分を推薦数とする。

4 各県吹奏楽コンクールからの推薦団体の最低数を次のとおりとする。

ア 小学校、大学、職場・一般各	1	イ 中学校・高等学校各	2
-----------------	---	-------------	---

5 第3・4項より算出された推薦団体の総数が第1項の基礎数に満たない場合は、基礎数に達するまで、配分数の小数以下が最も1に近い県吹奏楽連盟から1団体ずつ追加する。

第2条 九州吹奏楽コンクールへ推薦された団体が出場を辞退した場合でも、繰り上げ推薦は認めない。なお、辞退した団体は所属支部の支部長を通して、辞退届を九州吹奏楽連盟理事長あてに提出しなければならない。

第3条 推薦された団体の九州吹奏楽連盟事務局への申し込み締切日は前年度末までの理事会で決定する。

第4条 推荐された団体が第3条の申し込み締切日に遅れた場合は出場を辞退したものとする。

第5条 実施規定第10条にかかわらず、法定伝染病等により出場者を変更する場合は、危機管理マニュアルに準じて対応する。

《九州吹奏楽コンクール審査内規》

九州吹奏楽コンクール実施規定第25条により、九州吹奏楽コンクールの審査及び判定に関する内規を次のとおり定める。

第1条 審査集計は、理事長の委嘱する集計係により行う。

第2条 課題曲と自由曲の採点比率を 5:5 とする。

第3条 課題曲と自由曲のそれぞれを総合評価する。

第4条 評価方法は絶対評価とし、課題曲と自由曲のそれぞれについて10段階で評価する。ただし 小学校については、1ないし2曲の演奏全体に対して10段階で評価する。

第5条 課題曲と自由曲（小学校の部は自由な1ないし2曲）の採点を合計し、総合評価の基とする。

ただし、それぞれの最高・最低点を除く。（上下カット）

第6条 合計点より下記の表に基づいて、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを決定する。

小学校の部	中学校、高等学校、大学、職場・一般の部
50点～40点	金賞
39点～30点	銀賞
29点～5点	銅賞
100点～79点	金賞
78点～60点	銀賞
59点～10点	銅賞

第7条 全日本吹奏楽コンクールおよび全日本小学校バンドフェスティバルへの推薦は、合計点の上位より決定する。ただし、同点複数の場合は審査員の投票により決定する。

第8条 出場団体に対し、当該部門の評価を、審査員名をふせて責任者に公表する。